

PRESS RELEASE

報道関係者各位

令和2年7月22日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 横瀬・野添
佐賀市鬼丸町7-18 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」 の募集を開始します。

令和2年7月に発生した大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の被害が発生し、鹿島市において災害救助法が適用されたことから、佐賀県では被災された方々を支援することを目的に、義援金募集を開始されました。

つきましては、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても佐賀県、日本赤十字社佐賀県支部と一体的に同義援金の募集を開始しますのでお知らせします。

記

1. 義援金の名称と受付期間

名称：「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」

期間：令和2年7月21日（火）から令和2年12月28日（月）まで

2. 義援金の受付方法について

(1) 金融機関で送金される場合

下記の本会指定口座にご送金くださるようお願いいたします。

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3066603	社会福祉法人 佐賀県共同募金会
ゆうちょ銀行		00990-2-196426	佐賀県共募令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金

※1 佐賀銀行各本支店の窓口において専用振込用紙を使用した場合、振込手数料は無料です。振込用紙の備考欄に「令和2年7月豪雨災害義援金(佐賀県共同募金会あて)」と記載されています。

※2 ゆうちょ銀行における窓口の振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振り込みや、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

(2) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局（佐賀市鬼丸町7-18 県社会福祉会館内）のほか、市町支会（社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

3. 義援金の配分について

本会でとりまとめた義援金は、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

4. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 号上の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和 2 年 7 月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

5. その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀市鬼丸町 7 番 18 号 / TEL 0952-23-4996

「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人佐賀県共同募金会

1 趣旨

令和2年7月3日からの大雨により、県内各地で人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、鹿島市において災害救助法が適用されました。

佐賀県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和2年7月21日（火）から令和2年12月28日（月）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
佐賀銀行	県庁支店	普通預金 3066603	社会福祉法人佐賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	00990-2-196426		佐賀県共募令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金

※1 佐賀銀行各本支店の窓口において専用振込用紙を使用した場合、振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行における窓口での振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、市町から被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和2年7月21日から施行します。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号

TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp